

令和3年関川村議会1月（第1回）臨時会議会議録（第1号）

○議事日程

令和3年1月20日（水曜日） 午前10時 開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
 - 第 2 諸般の報告
 - 第 3 議案第 1号 関川村議会議員及び関川村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する
条例の制定について
 - 第 4 議案第 2号 令和2年度関川村一般会計補正予算（第9号）
 - 第 5 議案第 3号 令和2年度関川村介護保険事業特別会計補正予算（第4号）
-

○本日の会議に付した事件

- 第 1 会議録署名議員の指名
 - 第 2 諸般の報告
 - 第 3 議案第 1号 関川村議会議員及び関川村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する
条例の制定について
 - 第 4 議案第 2号 令和2年度関川村一般会計補正予算（第9号）
 - 第 5 議案第 3号 令和2年度関川村介護保険事業特別会計補正予算（第4号）
-

○出席議員（10名）

1番	渡	邊	秀	雄	君	2番	近	壽	太	郎	君
3番	鈴	木	紀	夫	君	4番	伊	藤	敏	哉	君
5番	小	澤		仁	君	6番	加	藤	和	泰	君
7番	高	橋	正	之	君	8番	平	田		広	君
9番	伝		信	男	君	10番	菅	原		修	君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により出席した者

村	長	加	藤	弘	君		
副	村	長	宮	島	克	己	君
教	育	長	佐	藤	修	一	君

総務政策課長	野	本		誠	君
住民税務課長	渡	邊	浩	一	君
健康福祉課長	佐	藤	充	代	君
建設課長	渡	邊	隆	久	君
教育課長	熊	谷	吉	則	君
健康福祉課参事	佐	藤	恵	子	君
住民税務課参事	須	貝	博	子	君
観光地域政策室長	大	島	祐	浩	君

○事務局職員出席者

事務局長	河	内	信	幸
主幹	渡	辺	めぐ	美

午前10時00分 開 会

○議長（渡邊秀雄君） おはようございます。

ただいまの出席議員は10名です。定足数に達していますので、これより令和3年関川村議会1月（第1回）臨時会議を開会します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

議事進行によろしくご協力をお願いします。

例規集等の閲覧のため、議員及び執行部の皆さんのみに、議場におけるタブレット端末等の使用を許可します。

日程第1、会議録署名議員の指名

○議長（渡邊秀雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会議の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、3番、鈴木紀夫さん、4番、伊藤敏哉さんを指名します。

日程第2、諸般の報告

○議長（渡邊秀雄君） 日程第2、諸般の報告を行います。

地方自治法第235条の2第3項の規定により、令和2年11月分の例月出納検査の結果報告書が提出されています。議員控室に保管していますので、ご覧ください。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第3、議案第1号 関川村議会議員及び関川村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について

○議長（渡邊秀雄君） 日程第3、議案第1号 関川村議会議員及び関川村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 新年でございます。新年明けましておめでとうございます。

新年早々臨時議会をお願いをいたしましたところ、議員の皆様にはお忙しい中ご出席いただきまして、大変ありがとうございます。

昨年の正月は雪のない正月、そして雪のない冬でしたが、それが一転しまして今年は大雪となりました。道路などの除雪に関わる方々には大変ご苦労をおかけしております。改めて感謝申し上げます。また、県内では除雪中の事故が発生をしており、例年ですとこれからが降雪のピークを迎え

ますので、村内でもこのような除雪の事故がないように引き続き注意喚起をしていきたいなと思っていますところでございます。

さて、本日提出いたします第1号議案は、関川村議会議員及び関川村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定についてでございます。

これは、町村の選挙における立候補に関わる環境改善のため、選挙公営の対象を市と同様のものに拡大することなどを内容とする公職選挙法の一部改正が昨年6月に公布されました。これに伴いまして、新たな条例を制定するものでございます。

詳細について総務政策課長に説明をさせます。

○議長（渡邊秀雄君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野本 誠君） それでは、条例につきまして説明をさせていただきます。

概要でございますけれども、令和2年6月に公職選挙法が改正されまして、町村議会議員選挙におきましては供託金が導入されました。また、町村議会選挙、それから町村長選挙におきましては、条例を定めることによりまして選挙公営を行うことができるということになったものでございます。

まず第1条、趣旨でございます。町村議会議員選挙、町村長選挙におきまして、選挙運動用の自動車、それに係る経費、そしてビラ、ポスターの作成経費、これらの公費負担に関して必要な事項を定めるということでございます。

第2条から5条で、選挙運動用の自動車の規定をしてございます。

第2条では、選挙運動期間中、1日当たり6万4,500円の範囲内で車を無料で使用することができるというものでございます。

それから、第4条では公費負担額、支払い手続の関係でございます。（1）と（2）、第1号と第2号、大きく分かれております。

第1号につきましては、一般乗用旅客自動車運送事業者、いわゆるタクシー・ハイヤー事業者でございます。1日6万4,500円、1台に限っておりますけれども、この範囲で使用を認めるということでございます。

第2号につきましては、タクシー・ハイヤー事業者以外のことでございまして、ア、イ、ウとなっております。アにつきましては、自動車の借入れ、レンタル業者さんからの借入れ、あるいは知人からの借入れということで、1万5,800円1日当たり、これを限度としてございます。それから、イは燃料の供給に関する契約ということで、1日が7,560円、それに選挙運動の日数を掛けまして、その範囲内で公費負担を認めるというものでございます。ウにつきましては、運転手の雇用に関する契約でございます。1日1万2,500円というふうに規定してございます。

いずれもお金の流れでございますけれども、タクシー事業者さんなどからの請求に基づきまして、村が直接業者さんに支払うということが規定されております。

第6条から8条につきましては、ビラの作成の関係でございます。

8条で公費負担額、支払い手続の関係が規定されております。作成の単価は7円51銭、1枚当たりでございます。印刷業者さんからの請求に基づきまして、村が直接業者さんに支払うというものでございます。

9条から11条につきましては、ポスターの作成費でございます。

第11条で公費の負担額、支払い手続の関係が規定されております。作成単価は、村の選挙、直近で掲示板の枚数が73枚でございました。それで置き換えて計算をいたしますと、1枚当たり4,780円ということになります。この範囲で公費負担を認めるということになります。印刷業者さんからの請求に基づきまして、村が直接業者さんに支払うということになります。

それから、自動車、ビラ、ポスター、共通でございますけれども、この制度は、供託金が候補者に戻らない場合、いわゆる供託金が没収されるようなケースにおきましては、この条文は適用されないということになります。

それから、適用を受けようとする候補者は、事前に選挙管理委員会に届出が必要ということの規定してございます。

説明は以上でございます。

○議長（渡邊秀雄君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。3番、鈴木紀夫さん。

○3番（鈴木紀夫君） 3番、鈴木です。

今説明にございました1日当たり6万4,500円の範囲内で車を無料で使用するというのは、これは国のほうで決められた金額ということによろしいでしょうか。

○議長（渡邊秀雄君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野本 誠君） そのとおりでございます。公職選挙法の規定する金額でございます。

○議長（渡邊秀雄君） 3番、鈴木さん。

○3番（鈴木紀夫君） では、第4条の車についてなんですけれども、一般乗用旅客自動車運送業者ということなんですけれども、選挙運動が例えば5日間あった場合、1日目と5日目、この日だけ車を走らせた。間の3日間走らせなかった場合は、その間は待機料として見れるのかどうか、それともその部分はこれには含まれませんよというのか、ちょっと教えてください。

○議長（渡邊秀雄君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野本 誠君） ただいまのご質問ですけれども、実働の日数ということになっておりますので、今の分の解釈では待機料というのは想定してございませんが、今後選挙管理委員会で判断するという事になるかと思っております。

○議長（渡邊秀雄君） 3番、鈴木さん。

○3番（鈴木紀夫君） それでは、一番最後に説明がありました共通事項2点ございますが、供託金は候補者に戻りませんというのと適用とする候補者は事前にとりいう部分、これは村単独でのことでしょうか、それともやっぱりこれも国のほうからのものに準じたものなんでしょうか。

○議長（渡邊秀雄君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野本 誠君） 公職選挙法の規定に基づきまして条例で定めたということで、横並びということでございます。

○議長（渡邊秀雄君） 9番、伝 信男さん

○9番（伝 信男君） 9番、伝です。

今、鈴木議員のほうからも話がありましたけれども、これは全部乗用車の借り上げ料とか単価が決まっているわけですが、今、総務課長の答弁で国が決めた金額そのままだと。これ、例えば関川単独で統一とかそういうのはできないわけですか。

○議長（渡邊秀雄君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野本 誠君） 今のところというか、考えておりません。この金額は上限ということとありますので、実際これよりも安くできればその分しか公費負担はしないということとございます。

○議長（渡邊秀雄君） 9番、伝さん。

○9番（伝 信男君） もう1か所、11条、先ほど73か所ポスター掲示板が村にはあるわけですが、それ以上例えば何枚までポスター印刷しても結構だというのは、これも限度は村では考えていないの。掲示板だけとか、それから、例えば業者に頼まれれば下手するとちょっと枚数多くして、それをそのまま請求した金額をもらえるのであれば、そういうことも可能なわけですよ。その辺ちょっと村の考えを聞きたいと思います。

○議長（渡邊秀雄君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野本 誠君） ポスターの作成枚数につきましては、町村議会であれば500枚以内という規定が公職選挙法でございます。それで、村の条例を、別の条例ですけども、置き換えたときに、掲示板に貼る、それは認められておりますし、そのほか、選管のシールを貼る必要はございますけれども、許可を得た建物等に貼るということは認めているということとございます。

そこで、この公費負担がどこまでになるかという話でありますけれども、この公費負担は掲示場の数に相当する数の範囲内ということになっておりまして、掲示板に貼るのはもちろん公費負担になります。今のところの解釈では、しくじるといって剥げたり剥がれたりする場合の予備、それも多少は認めてもいいのではないかとということで相当というふうに解釈はしておりますけれども、今、実は県の選管にも問合せしておりますけれども、明快な答えが来ておりませんので、この場で

はお答えできませんけれども、考え方といたしましては掲示板の数の分が公費負担になるというようにつくりになっております。

○議長（渡邊秀雄君） 6番、加藤和泰さん。

○6番（加藤和泰君） 6番、加藤です。

1点お聞かせください。条文中の記載の金額というのは、消費税別の金額でしょうか、込みでしょうか。

○議長（渡邊秀雄君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野本 誠君） 消費税込みというふうに考えてよろしいかと思ます。

○議長（渡邊秀雄君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第1号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第1号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

○議長（渡邊秀雄君） しばらく休憩します。

午前10時15分 休憩

午前10時15分 再開

○議長（渡邊秀雄君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

まず、原案に反対者の発言を許可します。伝 信男さん。

○9番（伝 信男君） この公費負担に関する条例に関しては、今後いろいろ検討して取り入れなければならないと私は思うんですけども、ただ、あまりにも議論がなさ過ぎる。もうちょっとやっぱりある程度、我々に身近な一番直結する問題ですので、もうちょっと議論が必要かなと。いろいろなまだまだ細かい部分に関してちょっと考えている部分もありますし、今回のこの条例の採決には反対します。

○議長（渡邊秀雄君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。3番、鈴木紀夫さん。

○3番（鈴木紀夫君） 市のほうはこれ、もう既に行っているということで、全国的にもほぼ100%に近いような状態、県によっては23%というところもあるんですけども、ほぼほぼ100%。町村においても、なぜこういうふうに国で制定されてきたかというのをちょっと調べてみましたが、やはり成り手不足の打開の一助になるのではないかというようなことで、細かい内容については若干修正部分もあるかもしれませんが、現在、成り手不足解消には非常に有効な一助。また、

一昨年、村議選がございましたけれども、全国で、これ23%が無投票、うち8自治体では定数に満たない、定員割れをもう起こしているということで、非常に成り手不足、やっぱりこれが深刻なので、これが一つの解決策になればというふうに考えております。

また、供託金に関しましては、村の場合、素見とか冷やかしという部分もあるかと思っておりますけれども、議会をやゆした出馬の防止にもつながると思っておりますので、この議案、非常に賛成しております。

○議長（渡邊秀雄君） ほかに討論ありませんか。
（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） これで討論を終わります。

これより、議案第1号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第1号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（渡邊秀雄君） 起立多数です。したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第2号 令和2年度関川村一般会計補正予算（第9号）

○議長（渡邊秀雄君） 日程第4、議案第2号 令和2年度関川村一般会計補正予算（第9号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 令和2年度関川村一般会計補正予算（第9号）は、今般の大雪によります除排雪経費などを追加するものでございます。

詳細は総務政策課長に説明させます。

○議長（渡邊秀雄君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野本 誠君） それでは、一般会計補正予算（第9号）でございますけれども、説明をさせていただきます。

8,950万円を追加いたしまして、予算総額58億6,640万円とするというものでございます。

歳出、8ページからお願いいたします。

2款1項総務管理費でございます。2目の文書広報費ということで、広報無線の修繕料100万円をお願いいたします。戸別の各家庭についております無線機の修繕が多くなっておりまして、予算をお願いしたいというものでございます。

12節の委託料につきましては、村有財産の管理ということで除排雪の委託料でございます。500万円。旧保育園あるいは雲母里とかそういった村の施設の関係の雪下ろし経費、今後の雪を見越して

予算をお願いしたいというものでございます。

6目のほうでございますけれども、安心安全対策費ということで補助金50万円。これは社会福祉協議会に対する補助金でございます。社協のほうでは、いわゆる有償ボランティアという制度で雪下ろしをしております。対象は低所得者であるとか高齢者、障害者とか条件がございますけれども、そういった皆さんへの雪下ろしをされております。社協のほうでは、赤い羽根共同募金、そういったものを財源としておりますけれども、不足しているということで、村でも支援するというで50万円補正をさせていただきました。

それから、7目ですけれども、地域情報通信事業費ということで修繕料100万円。これは光ケーブルを共架している電柱の関係でございます、その移設が必要になりました。老朽化している電柱が村内に5か所あるということで100万円の計上でございます。

9ページでございます。

2項徴税費でございます。22節で還付金及び還付加算金で50万円。

それから、3項の戸籍住民基本台帳事務費で費用弁償、これは会計年度任用職員の通勤手当の関係で不足があるということで1万円でございます。

10ページ、3款民生費1項社会福祉費でございます。2目の老人福祉総務費につきましては、介護保険特別会計への繰出金でございます。

3目社会福祉施設費でございます。まず、12節の委託料、ゆうあいですけれども、実施設計委託料で80万3,000円。これにつきましては、ゆうあいは湯沢にある施設でございますし、それから下関の診療所の脇にあるのがふれあいですけれども、そのふれあいの事業を今度ゆうあいのほうで行うという計画がございます。そのために施設改修が必要なんです、そのための設計委託料ということでございます。それから、その下、地域福祉交流センター、沼のはなみの里でございます。除排雪委託で20万円。

14節の工事請負費、ゆうあいでございます。これはコロナの密対策ということで、畳の部屋があるんですが、そこをかなり畳も傷んでいるということでこの際フローリングにして隣のフロアと一体に使うと、それによって利用者さんが利用しやすいようにというような改修工事でございます。それで90万円であります。

11ページです。

2項児童福祉費1目児童福祉費でございます。まず、1節報酬、学童保育の関係であります。会計年度任用職員の報酬で50万円。それから、児童館の燃料費ということで9万7,000円。それから、12節の委託料はこちらも児童館、光兎こども館でありますけれども、除排雪委託料で15万円。

それから、2目保育園管理費でございます。除排雪の委託料で185万円。

それから、7款土木費2項道路橋りょう費であります。消パイの電気料で500万円、それから消パ

イの修繕料で1,500万円、それから除雪作業委託ということで5,000万円、それぞれ補正をお願いしたいというものでございます。

5項の住宅費、これは公営、村営住宅の関係でございます。修繕料で100万円、除排雪委託料で350万円であります。

それから、13ページであります。

9款教育費2項小学校費です。費用弁償、これは、会計年度任用職員の通勤手当に不足があるということで、9万円の補正をお願いしたいというものであります。

それから、4項社会教育費であります。これも除排雪委託料でございまして、ふれあい自然の家、旧小学校の関係、300万円を計上させていただきました。

次、7ページ、歳入をお願いいたします。

今回の補正につきましての財源でありますけれども、7ページのまず10款地方交付税で2,404万5,000円、それから19款の繰越金で6,545万5,000円、それぞれ計上させていただきました。

説明は以上でございます。

○議長（渡邊秀雄君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。5番、小澤 仁さん。

○5番（小澤 仁君） 5番、小澤です。

最初に、10ページ、民生費です。今の総務課長の説明で、ゆうあいの実施設計委託料、ふれあいの事業を今度ゆうあいで行うための設計委託料というお話だったんですけども、今ふれあいが入っている建屋はあれはもう使わなくなるということですか。

○議長（渡邊秀雄君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（佐藤充代君） ふれあいの家には、上関にさくら工房という障害者の福祉施設がありますけれども、ふれあいの家に移動することで考えております。

○議長（渡邊秀雄君） 5番、小澤さん。

○5番（小澤 仁君） そうしたら旧上関保育園の跡で今さくら工房が事業をやっているところを使わなくなるということになりますか。

○議長（渡邊秀雄君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（佐藤充代君） 現在さくら工房が使っている建物については、あそこは空くことになります。跡地利用についてはまだ検討中ですので、これから考えていきたいと思っております。

○議長（渡邊秀雄君） 3番、鈴木紀夫さん。

○3番（鈴木紀夫君） 3番、鈴木です。

同じところで、生活支援ハウスゆうあいなんですけれども、設計委託料というふうにございまして、その下のほうに工事請負費もあるんですけども、これはこの設計委託料とはまた違うもの

でよろしいでしょうか。

○議長（渡邊秀雄君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（佐藤充代君） 今回の工事請負費につきましても、この実施設計の中に含んでおります。ふれあいの家からゆうあいのほうへ4月に移動することに伴いまして、今年度、令和2年度中に畳の部屋のフローリングの工事を終わらせたいということで、実施設計と工事を今年度の予算に上げさせていただいております。

○議長（渡邊秀雄君） 3番、鈴木さん。

○3番（鈴木紀夫君） もう一つ。学校管理費のところでは補正が9万円、費用弁償というふうにありますが、この費用弁償は何の費用弁償だったのでしょうか。

○議長（渡邊秀雄君） 教育課長。

○教育課長（熊谷吉則君） 総務課長の説明にもございましたとおり、通勤手当でございます。

○議長（渡邊秀雄君） 3番、鈴木さん。

○3番（鈴木紀夫君） 通勤手当ということなんですけれども、では、通勤手当、なぜ9万円上がるのでしょうか。

○議長（渡邊秀雄君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野本 誠君） 会計年度任用職員が職場に勤務しているわけですが、その分の通勤手当ということでございます。

○議長（渡邊秀雄君） 3番、鈴木さん。

○3番（鈴木紀夫君） では、会計年度任用職員というのは今まで通勤手当というのはなかったということなのでしょうか。

○議長（渡邊秀雄君） 教育課長。

○教育課長（熊谷吉則君） この会計年度任用職員制度というのは令和2年度から始まりましたけれども、その前は臨時職員という形でしたが、そこでも通勤手当はございましたし、それが会計年度任用職員に移行して同じように通勤手当が発生しているということで、それは以前と同じものでございます。

○議長（渡邊秀雄君） 3番、鈴木さん。

○3番（鈴木紀夫君） なぜ増えたかの理由をお聞きしたいんですけれども。

○議長（渡邊秀雄君） 教育課長。

○教育課長（熊谷吉則君） 当初の見込みと恐らく、実際に今支払いをしているわけなんですけれども、不足が生じたということで、その補正であります。

○議長（渡邊秀雄君） 9番、伝 信男さん。

○9番（伝 信男君） 9番、伝です。

12ページ、土木費の道路橋りょう維持管理費、これの除雪作業委託料が5,000万円追加になっていますけれども、当初予算で4億3,000万円ほど上がっているわけですね。先ほどどこかのあれで先を見越してという答弁があったんですけれども、この除雪作業委託料も、これを7,000万円追加したというのは先を見越しての補正なんですか。

○議長（渡邊秀雄君） 建設課長。

○建設課長（渡邊隆久君） 一部先を見越しております。内訳から言いますと、令和2年度12月までの除雪費が1,600万円ほどかかっています、1月については1月末にならないと出ませんが、15日現在の試算で3,700万円ほど1月分出ていますので、そちらも含めて補正をお願いしたいということでございます。

○議長（渡邊秀雄君） 5番、小澤 仁さん。

○5番（小澤 仁君） 違うところを聞こうと思ったんですけれども、もう1回お願いします。先ほど鈴木議員の質問で、13ページの学校管理費9万円の分、当初の見込みが違って上がりましたというのが全然理解ができないので、詳細な説明をお願いします。

○議長（渡邊秀雄君） 教育課長。

○教育課長（熊谷吉則君） その詳細、ちょっと今私把握していなかったもので、今ここでお答えできません。

○議長（渡邊秀雄君） 小澤さん。

○5番（小澤 仁君） 予算の関係で補正ですよ。詳細を聞いたのに答えられないのでこのまま行ってくれというのはちょっとできないと思いますので、求めます。

○議長（渡邊秀雄君） しばらく休憩します。

午前10時34分 休憩

午前10時37分 再開

○議長（渡邊秀雄君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

教育課長。

○教育課長（熊谷吉則君） 先ほどの質問にお答えします。小学校管理費ということで、介助員の人数が8人ということで人数が多いんですけれども、当初予算を組むときの計算したときの通勤距離の計算したものと、実際に来た方々の通勤距離が遠距離の方が多かったということで、その差額を補正したものであります。

○議長（渡邊秀雄君） 6番、加藤和泰さん。

○6番（加藤和泰君） 6番、加藤です。

10ページ、社会福祉施設費で、先ほど小澤議員の質問に対する答弁の中で移動するというお話が

ありましたが、ふれあいの事業をゆうあいで行うための実施設計委託料であることと、ふれあいの家はどうなるかという、さくら工房が移動してくるとお聞きしました。さくら工房の現在のところの老朽化ということも考えているのかなと思うんですけれども、今回の実施設計委託料というのはさくら工房がふれあいに移転することについては見ていらっしやらないのかということをお聞きします。

○議長（渡邊秀雄君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（佐藤充代君） ふれあいの家のほうは修繕等は必要なくというふうに考えております。今の状態のままで、さくら工房がふれあいの家に入って活動していただければと思っております。

○議長（渡邊秀雄君） 4番、伊藤敏哉さん。

○4番（伊藤敏哉君） 今の加藤議員の関連ですけれども、ふれあいの事業をゆうあいで行うことになったというお話、それからその後さくら工房がふれあいに移動することになったというお話もお聞きしました。このことについての理由といいますか、どういう理由でふれあいに行かなければならなくなったのか、そこが空いたからさくら工房が入ることになったのかという、その経緯と理由についてお聞かせください。

○議長（渡邊秀雄君） 村長。

○村長（加藤 弘君） 関川村も高齢化といいましょうか、高齢人口、65歳以上の人口が、全国的にはどんどん増えているんですけれども、国調ベースで見ると2005年でピークに、落ちてきています。要は高齢者がどんどん減ってきているという状況の中で、デイサービスの利用者もどんどん減ってきていると。これからも多分減っていく可能性がある中で、2つの施設を社協にお願いができるかとなると、大変経営的にも厳しいだろうという状況があります。そういうこともあって、1つのところで機能をさせればいいんじゃないかなというのが一つの発想です。

もう一つは、障害者の施設、障害者に対応するものにつきましても、今あるところよりも病院のそばのふれあいの家のほうがお医者さんも近いし、何かあったときも便利でありますし、また障害者の相談機能等も今後考えますとその場所のほうがいいだろうということで、しかも、ふれあいの家自体が入居するにしても新たな工事等もないだろうということで、この際、そこを有効活用していけばいいんじゃないかという発想の下で、障害者の対応あるいはデイサービスの対応どっちにとってもいい形にできるのかなということで、将来を見越した対応をこれから進めていきたいと、そういうつもりで考えているものでございます。

○議長（渡邊秀雄君） 3番、鈴木紀夫さん。

○3番（鈴木紀夫君） 7ページの歳入の部分なんですけれども、地方交付税、2,400万円交付されましたが、これは今回の大雪の関係でついた交付税なんですか。

○議長（渡邊秀雄君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野本 誠君） 大雪とは関係ございません。地方交付税は当初6月、7月ぐらいいははっきりするんですけれども、当初予算を組むときにはその金額がはっきりしないものですから、少なめで組んでおります。それが、額が確定して、補正のたびにその財源で少しずつ入れさせていただいているというような状況でございます。

○議長（渡邊秀雄君） 7番、高橋正之さん。

○7番（高橋正之君） 7番、高橋です。

土木費の除雪なんですけど、今年は雪が多く、今、押す場所と申しますかね、雪のやる場所がなくて、排雪もやっているようなんですけれども、排雪する場所って小見橋まで運んでいるみたいなんですけれども、場所はそこしか確保できなかったんですか。

○議長（渡邊秀雄君） 建設課長。

○建設課長（渡邊隆久君） 村としては1か所、管理を含めるとやはり1か所ということでこちらのほうに決めております。ただ、近くでいい場所があれば参考にさせていただきたいと思っておりますので、情報等をお願いしたいと思っております。

○議長（渡邊秀雄君） 7番、高橋さん。

○7番（高橋正之君） 今、大石、金俣辺りも雪が確かに混んで、排雪業者の方が一生懸命やられていますけれども、小見橋まで行ったり来たりしているのに随分と時間がかかって効率が悪いように感じますし、今実際に除雪して大石川辺りに押ししたり何だりしていますので、その辺は対応なんかはできないんですか。

○議長（渡邊秀雄君） 建設課長。

○建設課長（渡邊隆久君） 大石川に押ししているというのがちょっと私のほうでは把握していませんが、本来は、押したやつが川にこぼれるのは致し方ないとは思いますが、大石川のほうに最初から投棄するような感じで押ししているということはないと思っておりますので、やはりその辺は管理を含めて村のほうの指定した場所に運搬するのは必要なかなと思っております。

○議長（渡邊秀雄君） 9番、伝 信男さん。

○9番（伝 信男君） 9番、伝です。

11ページ、土木費の2目土木橋りょう維持費の説明のところ、修繕料、これ先ほど消パイの修理という話だったんですけれども、1,500万円ほど今補正で上がっているんですけれども、消パイはシーズン前にはもう全部点検するわけですね。それでオーケーになってまず、全部区長とか立会いしてやるんですけれども、例えば今、本当のシーズンになってどういう修繕が主ですか。

○議長（渡邊秀雄君） 建設課長。

○建設課長（渡邊隆久君） 様々ありますが、大きいもので言いますと、ポンプの故障、こちらがも

う今回2本出ていますし、あとは散水管の漏水ですね。どうしてもシーズン初めの点検のときに分かる分もありますし、その後、やはりどうしても除雪車等大型が通ったりして、ちょっとさびているようなところから漏水が始まるというのが結構あります。また、ノズルの取替えが必要になってきますので、その辺を含めて修繕を適宜実施していきたいと思っています。

○議長（渡邊秀雄君） 9番、伝さん。

○9番（伝 信男君） 9番、伝です。

もう1回同じようなことなんですけれども、今、消雪パイプですね、自動とそれから管理が必要な消パイがありますけれども、その割合をちょっと教えてもらえますか。

○議長（渡邊秀雄君） 建設課長。

○建設課長（渡邊隆久君） 今、割合と申されますとちょっとはっきりお答えできませんが、一応村内については、村の村道については基本は管理を各集落にお願いしてスイッチを入れてもらっています。県道については自動運転ということが基本になっていきますので、例えば290号、旧大島のところ290号、あそこについては県から移管されましたので、たしか自動になっていると思いますけれども、村のほうで自動というのは、その先の大島駅と下土沢の集落の、あそこはどうしても、松ノ木排水路ですか、あそこに井戸がありますので、そこまで行って管理してもらおうということがなかなか大変なので、そこについては村のほうで自動にしていますけれども、基本は先ほど言ったように各集落のほうにお願いして管理をしてもらっています。

○議長（渡邊秀雄君） 5番、小澤 仁さん。

○5番（小澤 仁君） 9ページ、税務総務費の説明の還付金及び還付加算金、これ少し説明お願いしていいですか。

○議長（渡邊秀雄君） 住民税務課参事。

○住民税務課参事（須貝博子君） 年の途中で過去の分の申告、村県民税や法人村民税の申告の修正があった場合に、還付が発生した場合の予算となっております。

○議長（渡邊秀雄君） 5番、小澤さん。

○5番（小澤 仁君） 実際に還付が発生したということによろしかったですね。

○議長（渡邊秀雄君） 住民税務課参事。

○住民税務課参事（須貝博子君） 実際に還付が発生しておりまして、いつ修正申告があるか分からないんですけれども、予算が少なくなっておりますのでお願いをいたしました。

○議長（渡邊秀雄君） 2番、近 壽太郎さん。

○2番（近 壽太郎君） 2番、近です。

高橋議員の関連なんですけれども、今の排雪場所、小見橋の下流ですけれども、今は一般の人がどなたでも捨てられるような状況になっているんでしょうか。

○議長（渡邊秀雄君） 建設課長。

○建設課長（渡邊隆久君） 今年度は1月からの大雪で、今までであれば村が覚書を交わした業者さんに捨て場の提供はしていたんですが、11日かな、この間広報で多分流れたと思うんですけども、今年度に限り、取りあえず一般の方でも村のほうに連絡をしていただければ投げられるようにはしております。以上です。

○議長（渡邊秀雄君） 2番、近さん。

○2番（近 壽太郎君） 村外の業者さんが雪下ろしをして捨てるということも可能でしょうか。

○議長（渡邊秀雄君） 建設課長。

○建設課長（渡邊隆久君） 村と覚書を交わしてもらって、その後、頼まれた雪下ろしの雪を捨てるということは可能です。

○議長（渡邊秀雄君） 10番、菅原 修さん。

○10番（菅原 修君） 10番、菅原です。

10ページの説明のところの12の地域福祉交流センターの20万円ですけども、これは雪下ろしの費用なんですか。

○議長（渡邊秀雄君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（佐藤充代君） 地域福祉交流センター、片貝にありますはなみの里の経費なんですけれども、雪下ろしの経費です。

○議長（渡邊秀雄君） 10番、菅原さん。

○10番（菅原 修君） この雪下ろしは落とした経費ですか、それとも今後の経費も含めての費用なんですか。

○議長（渡邊秀雄君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（佐藤充代君） 1回雪下ろしをさせていただきました。それも含めて今後のものも見込んで補正させていただいております。

○議長（渡邊秀雄君） 10番、菅原さん。

○10番（菅原 修君） もう1点。それと、このところにはないんですが、片貝住宅の雪下ろしは、このままずっと降り続いても雪下ろしはしないんですか。

○議長（渡邊秀雄君） 建設課長。

○建設課長（渡邊隆久君） 現場を確認しながら一応予定はする方向になると思います。

○議長（渡邊秀雄君） 7番、高橋正之さん。

○7番（高橋正之君） 7番、高橋です。

総務費の安心安全なんですけれども、このたびの大雪で一二の三でもう四苦八苦だったとは思いますが、独り暮らしの世帯の雪下ろしは何軒ぐらいあるのか。それと、今回の雪で対策ができた

のか、ちょっと教えてください。

○議長（渡邊秀雄君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（佐藤充代君） 私のほうでは軒数まで把握しておりませんが、社協のほうで予算化している分につきましては予算が尽きるということで、今回、村からの補助金を補正で追加で出させていただくということになっており……、予算を補正をお願いすることになりましたけれども、昨年まで雪が少ないときには、昨年はほとんど雪下ろしがなかったわけなんですけれども、今年、中間で聞いたところでは、10軒以上は来ていて予算が不足する見込みだというふうには聞いておりました。以上です。

○議長（渡邊秀雄君） 高橋さん。

○7番（高橋正之君） 独り暮らしで、なかなかそれこそ自分でもどうやって頼めばいいのかというのが分からない人がいたみたいで、何て言いますか、民生委員さんの手配で何とかクリアできたみたいなんですけれども。しばらく危ないんでないかなんて周りの人たちも見ていたんですけれども、みんな自分のところを下ろすので精いっぱい、なかなかそこまで手回らなかったんですけれども。その辺、社協さんであればシルバーさんを使っているみたいなんですけれども、何て言いますか、ひさしの部分は下ろしたにしても本屋はなかなか上がっていない状況だとは思いますが、その辺のところはどんなふうになっているか分かりますか。

○議長（渡邊秀雄君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（佐藤充代君） 私のほうも、除雪の関係、雪下ろしとの関係とかで話がありましたけれども、業者さんももう手いっぱい、シルバーもなかなか除雪に携わってくれる人もいないような状態ということを知っております。それで区長さんにもお願いしたというふうに言っている方もおりました。村として独り暮らしとかの方の除雪について考えるときに、こういうふうに社協からの補助金はありますけれども、何せ一度に雪が降りますと人が足りないという状況がありますので、やはり自助、共助、公助という順番で、皆さん協力をお願いできればありがたいと考えております。

○議長（渡邊秀雄君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第2号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第2号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 討論なしと認めます。

これより議案第2号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第3号 令和2年度関川村介護保険事業特別会計補正予算（第4号）

○議長（渡邊秀雄君） 日程第5、議案第3号 令和2年度関川村介護保険事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 令和2年度関川村介護保険事業特別会計補正予算（第4号）は、職員の退職に伴いまして会計年度任用職員を任用するために必要な予算を補正するものでございます。

詳細を健康福祉課長に説明させます。

○議長（渡邊秀雄君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（佐藤充代君） それでは、議案第3号について説明させていただきます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ60万円を減額いたしまして、予算の総額を10億3,910万円とするものでございます。

406ページ、歳出をご覧いただきたいと思います。

まず、4款1項1目センター運営事業でございますが、職員の退職に伴いまして人件費を減額させていただきます。

406ページ、5款2項1目でございますが、職員が減った分につきまして、会計年度任用職員を任用いたしまして対応するところでございます。

405ページに戻っていただきまして、1款1項1目8節の旅費につきましては会計年度任用職員の通勤手当となっております。

404ページ、歳入でございますが、今回の歳出予算の補正の財源といたしまして、一般会計からの繰入金金を調整するものでございます。

以上で終わります。

○議長（渡邊秀雄君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第3号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡邊秀雄君) ご異議なしと認めます。したがって、議案第3号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(渡邊秀雄君) 討論なしと認めます。

これより議案第3号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡邊秀雄君) ご異議なしと認めます。したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

○議長(渡邊秀雄君) 以上で本日の日程は全部終了しました。

これで散会します。

大変ご苦労さまでした。

午前11時00分 散 会